

子育て世帯への 臨時特別給付金 の申請はお済み ですか？



申・問 福祉課 子育て係 ☎75-6118

高校生世代までの子どもを養育している人のうち、申請なしで給付が受けられる人には、令和3年12月27日または1月25日に給付金を支給しています。

また、子どもを養育していて、給付金を受給していない人には、申請案内を送付済です。案内に書いてある給付条件を確認し、条件を満たしている場合は、申請期限（3月31日）までに申請してください。

※申請案内を送付していない人でも、①②③に該当する場合は、給付対象となる場合があります（要申請）

- ① 養育している人と違う場所に住民票がある場合（例：寮に住んでいるなど）
- ② 新生児が生まれたが、申請案内が届いていない場合（出生のタイミングによって案内が届かない場合があります）
- ③ 3月31日（木）までに子どもが生まれる場合

■ 申請期限

3月31日（木）まで



お知らせ

住民税非課税世帯などに対する 臨時特別給付金を支給します



申・問 福祉課 保護係 ☎75-2324

新型コロナウイルス感染症の長期にわたる影響を受け、さまざまな困難に直面した人々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、給付金を支給します。

■ 対象者

- ① 住民税非課税世帯
同一世帯の全員が、令和3年度分の住民税が課せられていない世帯
- ② 家計急変世帯
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の住民税が非課税の世帯と同じ水準にあると認められる世帯

■ 給付額 1世帯当たり：10万円

■ 申請などの手続き

- ① 住民税非課税世帯（申請は不要です）
2月中旬に案内文書を送付しますので、同封の支給要件確認書を返送してください。
※世帯に令和3年1月2日以降に転入した人や収入未申告の人がいて、住民税非課税世帯であることが確認できない場合は申請が必要です
- ② 家計急変世帯（申請が必要です）
2月14日（月）から市役所1階ロビーに設置する専用相談窓口（☎0120-4141567）または福祉課保護係に相談してください。

■ 給付時期

確認書または申請書が受理され、給付が決定した人には後日、振込の案内を通知します。

ご存知ですか？ 「本人通知制度」

問 市民生活課 窓口係 ☎75-6116



住民票の写しや戸籍を代理人や第三者に交付した場合、本人に対し交付をお知らせする「本人通知制度」を行っています。制度を利用するためには、事前登録が必要です。

■ 対象者

多久市に住民票または戸籍がある人（海外在住者は登録できません）

■ 通知する内容と方法

- 証明書交付年月日、証明書種別、枚数、請求者の区別
- 特定記録郵便による通知

■ 登録の有効期間

登録の日から3年間（更新は1か月前から可能）
※必要な書類など、ご不明な点は問い合わせください